

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)			英字
1	募集要項等	3		1	(3)	ケ		募集要項と実施方針の相違時には募集要項が優先するとありますが、実施方針にのみ示されている事象も、本公募において有効な内容であると理解して良いでしょうか？	募集要項等の規定内容を優先するものとします。実施方針にのみ記載されている内容は原則適用がないとお考えください。	
2	対象施設の概要	5		2	(2)	イ		B-DASH施設の所有権移転が何らかの要因で時期前後した場合には、運営権対価の変更が為されるとの理解で良いでしょうか？	B-DASH施設の所有権移転が当初予定よりも前後した場合における終末処理場の運営権導入時期については、市が決定します。運営権対価が提案された場合には、その金額変更の必要性等については、協議により決定します。	
3	本事業の概要	7		2	(2)	イ	b	須崎市一般廃棄物最終処分場の埋立残余期間をご教示いただけますでしょうか。	埋立処分埋立容積：91,000m ³ (当初の計画30年)。平成16年度より埋立開始。平成29年12月現在の総埋立量計(保護土、覆土を含む)27,826m ³ 。(13年目)今後、大規模な災害等特段の事情が生じなければ埋立残余期間15年以上と考えています。	
4	一般廃棄物最終処分場の容量について	7		2	(2)	イ	b	埋立処分場の残余年数、残余容量をお知らせいただけませんか？	3の回答のとおりです。	
5	事業範囲	9		2	(5)			業務を第三者へ委託する(または請け負わせる)場合に市に事前通知することとなっていますが、公共施設等運営事業に係る業務は含まないと理解してよろしいでしょうか？また、通知のみで承諾は不要という理解でよろしいでしょうか？	公共施設等運営権事業も含まれます。	
6	経営に関する業務の内訳について	9		2	(5)	ア	(ア)	「(ア)経営に関する業務」に、会社経営に関する事項(イ)と下水道事業の経営に関する事項(イを除く項目)が混在しているため、後段の書類で「経営」の意味が不明確となる部位が見受けられます。事業範囲の定義をわけたほうが良いのではないのでしょうか？	現案のとおりとします。	
7	公共施設運営事業の範囲について	9		2	(5)	ア	(ア)	c	雨水ポンプ場には運営権は設定されないため、公共施設等運営事業の範囲には含まれないと認識しています。「カナ」レベルで「調査計画業務委託」の項を設け「ア」とは別枠にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか？	現案のとおりとします。雨水ポンプ場は運営権が設定されないことをご認識のとおりです。
8	公共施設運営事業の範囲について	9		2	(5)	ア	(ア)	e	雨水管渠には運営権は設定されないため、公共施設等運営事業の範囲には含まれないと認識しています。「カナ」レベルで「調査計画業務委託」の項を設け「ア」とは別枠にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか？	現案のとおりとします。雨水管渠は運営権が設定されないことをご認識のとおりです。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
9	公共施設運営事業の範囲について	9		2	(5)	ア	(ア)	f	「移行支援」は公共施設等運営事業とはかかわりなく(性能に関係しない)施行されるものと認識しています。「カナ」レベルで「調査計画業務委託」の項を設け「ア」とは別枠にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか？	現案のとおりとします。
10	公共施設運営事業の範囲について	9		2	(5)	ア	(ア)	g	「予算」「統計処理」「調査資料作成」は、公共施設運営事業とはかかわりなく(性能に関係しない)施行されるものと認識しています。「カナ」レベルで「事務支援業務」の項を設け「ア」とは別枠にしたほうが分かりやすいのではないのでしょうか？	現案のとおりとします。
11	公共施設運営事業の範囲について	9		2	(5)	ア	(ウ)	b	「(ア)dおよび(ア)e」(管渠ストックマネジメント計画関連業務)との違いは何でしょうか？	汚水と雨水の違いです。
12	終末処理場の事業範囲について	9		2	(5)	ア	(I)		項目名が、「運転管理」のみとなっていますが、(ウ)管渠では、「運営に関する企画、調整、実施」となっています。管渠と終末処理場でコンセッションの事業範囲の呼び方が異なるのはなぜですか？	呼び方が異なる理由は特にはありません。運営内容については詳細内容を確認してください。
13	発生汚泥の処理業務について	9		2	(5)	ア	(I)		脱水ケーキの運搬・処分に係る業務は含まれないと考えてよろしいのでしょうか？	終末処理場への運営権導入後は、事業者が廃掃法上の排出事業者になると考えています。そのため、脱水ケーキの運搬・処分に係る業務は、事業者の業務とします。 なお、提案価格時におけるサービス対価の上限金額を、 ¥1,082,960,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)に修正します。
14	既設水処理設備の範囲について	10		2	(5)	アイ	(I)(ウ)	f-	既設水処理設備の範囲について、事業期間中に整備されるものも含むと認識しますが、この場合「既設」を省いたほうが誤解なく理解できると思いますがいかがでしょうか？	「既設」の記載を削除します。
15	場内清掃業務等の範囲について	10		2	(5)	アイ	(I)(エ)	q-	清掃業務を実施すべき範囲を教えてください。敷地内であっても、未利用地利用者が行っている範囲などがあると認識しています。	守秘義務対象開示資料として、施設平面図にて開示します。
16	発生汚泥の処理業務について	10		2	(5)	イ			脱水ケーキの運搬・処分に係る業務は含まれないと考えてよろしいのでしょうか？	13回答のとおりです。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
17	本事業の概要	11		2	(5)	ウ	(I)	「設備関連台帳の作成及び管理」とありますが、現状の設備台帳をいただけますでしょうか。また、データ保存媒体をご教示いただけますでしょうか。	雨水ポンプ場にかかる長寿命計画の設備リストは、守秘義務対象開示資料として開示します。
18	雨水ポンプ場の機器等の保全計画の目的について	11		2	(5)	ウ	(I)	雨水ポンプ場の保全管理は仕様発注にて行われるところ、「保全計画の策定」にかかり「性能・機能を発揮するための」と記載があります。性能規定とも読み取れるため、かかる部分について削除したほうがわかりやすいと考えますがいかがでしょうか？	記載内容は目的に則った記載と認識していますので、原案のとおりとします。
19	本事業の概要	11		2	(5)	オ	(I)	漁業集落排水処理施設での臨時点検とはどのようなものでしょうか。また、現状どのように通報を受け、点検を行っているかご教示いただけますでしょうか。	停電発生時や、機器の老朽化に伴って起こる現象があった際、現場へ行き、応急処置を行います。現在は、地区住民から市へ通報が行われています。
20	本事業の概要	11		2	(5)	カ		クリーンセンター等の委託業務に受付等業務が入っていますが、要求水準書の別紙47の1.4に市が実施する業務として、受付等業務と読み解ける文言がございます。そのため、募集要項の「受付業務等」の文言を除外していただけますでしょうか。	リサイクルプラザ1階事務室で行う運搬車両の計量、手数料の徴収、記録は市の業務です。 募集要項11頁2-(5)-カ-(ア)受付等業務は、市民、市内事業者持込みごみの指定する場所への誘導、処理困難物、危険物の確認、積み降ろしの補助を主とするものです。「ごみの受入れに必要な業務」と考えて下さい。
21	クリーンセンター等の包括的民間委託業務	11		2	(5)	カ	(ア)	「受付等業務」とありますが、受付は、要求水準書(案)別紙47には受付は市の業務とあります。受付は市様の業務と理解してよろしいでしょうか。	20回答のとおりです。
22	本事業の概要	11		2	(5)	ク		「任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。」とありますが、より有効かつ自由な提案を行うため、「本事業用地及び施設において」の文言を削除していただけないでしょうか。	現案のとおりとしますが、有効な提案事業がある場合は、競争的対話で協議可能とします。
23	本事業の概要	12		2	(5)	ク		表の附帯事業の欄にて、設置費・改築費負担、維持管理費負担が運営権者となり、施設所有者が貴市となっておりますが、設置後の施設譲渡はどのように行うのでしょうか。	附帯事業の設置費・改築費負担については「事業者」から「市」に修正します。
24	事業範囲(附帯事業)	12		2	(5)	ク		附帯事業の施設所有者は市、設置費・改築費負担は事業者となっておりますが、新規設置した施設は、事業期間終了後に市が買い取るという理解でよろしいでしょうか？	23回答のとおりです。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
25	附帯事業の設置費・改築費負担について	12		2	(5)	ク			(5)ク末尾の表中、附帯事業の設置費・改築費負担が「事業者」となっていますが、要求水準書p39「第7章7.1」では「附帯事業を行うにあたって必要となる建設もしくは改築業務については本事業とは別に市が発注する」と記載があります。設置・改築事業については所有者(市)負担で実施されるものと解釈してよろしいでしょうか？	23回答のとおりです。
26	事業期間	12		2	(6)	ア			事業期間について、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の事業期間は平成36年3月末日までですが、平成36年4月以降について、受託者と事業期間の延長または更新のお考えはありますでしょうか。	本事業の事業者による各業務の実施状況やその評価等を踏まえ、市と協議の上、問題がなければ再契約する方向で検討を行っていますが、それを確約するものではありません。
27	原状に復すべき資産について	12		2	(6)	エ	b		改変や更新を行わない施設であっても、老朽化・地震災害等により原状に復すのが困難な施設が存在するものと考えられます。これらは復さずとも良いと考えてよいでしょうか？	ご質問の場合は、協議により決定することとします。
28	本事業の概要	13		2	(6)	エ	b		「また、市又は市の指定する第三者は、事業者の所有する資産のうち、(中略)時価にて買い取ることが出来る。」とありますが、現在想定しておられる算定方法等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	現段階では特に想定しているものではありません。買い取り金額については算定方法も含め協議により決定することとします。
29	本事業の概要	13		2	(6)	エ	b		「本事業用地及び施設については、(中略)事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して(中略)引き渡さなければならない。」とありますが、「原状」とはどのように判断するかご教示いただけますでしょうか。	事業者と市で協議し、最終的には市が判断します。
30	本事業の概要	13		2	(6)	エ	b		貴市の了解を得て行った改変や更新部分につき、「基本的には」原状に復する必要はないとありますが、原状回復が必要な場合として、どのようなものを想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。 また、このような場合の原状回復の有無及び費用負担等については、ご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	現段階では特に想定しているものではありません。市の了解を得た上で改変や更新を行っている部分の費用負担について、事業者に負担を求める事態が生じた場合には、協議により決定することとします。
31	事業者の資産等	13		2	(6)	エ	b		用地と施設は事業終了時に「原状」に復するとありますが、「原状」とは事業開始時の状態を示すとの理解で良いでしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、No.29の回答も参照してください。
32	使用料及び利用料金の定義	13		2	(7)	ア			使用料算出法は条例の規定に基づくとありますが、条例が事業期間中に変更され、事業者に対して不利な変更があった場合には、市より相応の補填が為されるとの理解でよいでしょうか？	基本的にご理解のとおりですが、詳細は、協議により決定することとします。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
33	利用料金徴収スキームについて	13		2	(7)	ア			利用料金を収受するのはあくまでも事業者であり、市は徴収事務委託を遂行するにすぎないため、この関係が分かるようなフロー図が望ましいと思いますがいかがでしょうか？	図は使用料と利用料金の流れのイメージを示したものです。利用料金は事業者が収受するものとしています。
34	使用料等の改定における事業計画の達成度評価について	13		2	(7)	イ			評価対象とする事業計画とは、下水道法事業計画との理解でよろしいでしょうか？また、評価としてどのような内容を想定されていますか？	事業者の提案書に基づく運営事業計画のことで。評価は市のモニタリングにより実施し、特に経営改善状況について評価します。
35	本事業の概要	14		2	(8)	イ	(7)		利用料金設定割合の改定について、「事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。」とありますが、ここで表記されている事業計画とは提案書の計画のことでしょうか。経営に関する関連業務で作成する全体計画等の事業計画でしょうか。	事業者の提案書に基づく事業計画のことで。
36	利用料金の設定割合の改定	14		2	(8)	イ	(7)		「事業計画の達成度を評価し」とありますが、具体的な評価基準は追って示されるとの理解で良いでしょうか。	事業者との協議を踏まえて、市が設定する予定です。
37	利用料金の設定割合の改定	15		2	(8)	イ	(1)		「急激な」「著しく」の数値基準は追って示されるとの理解で良いでしょうか。	事業者との協議を踏まえて、市が設定する予定です。
38	利用料金の設定割合の改定	15		2	(8)	イ	(1)		協議の結果、市と事業者の意見が折り合わないには貴市の意向に従うとの理解でよいでしょうか？	最終的には市が判断することとします。
39	利用料金の設定割合の改定について	15		2	(8)	イ	(1)	b	電力料金単価について「著しい変動があった場合に割合変更の協議を行う」とされ、「著しい」の範囲について要求水準書(別紙-3、物価変動)では「一定の範囲」、約款A第36条7(2)では「日銀の国内企業物価指数」と定義しています。 ここで、電力の契約者は市とされており、安価な電力を調達する権限が運営権者に与えられていないため、運営権者はリスクコントロールを行い得る立場にありません。ゆえに単価の変動リスクについては、全て市が担うべきと考えますがいかがでしょうか？(ただし、本地域において電力調達の選択肢がない場合、または市において最も安価な電力を調達している場合はこの限りではありません。この場合、一定の変動範囲の定義を明示ください。)	現実のとおりとします。電力の契約者は市とすることを前提として、適切にリスク分担を行うことを想定しています。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
40	利用料金収受代行業務	15		2	(8)	エ		「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。」とありますが、「一定期間」とはどの程度を想定されておりますでしょうか。	約款A別紙4の業務委託契約を参照してください。
41	利用料金の引き当て	15		2	(8)	オ		「保管した利用料金を引き当てる」とありますが、具体的には利用料金等として徴収したキャッシュを貴市の方でリザーブするという認識でよろしいでしょうか。	市が徴収した利用料金を事業者が払うべき違反金や違約金に引き当てることを記載したものです。
42	未納者への対応	16		2	(8)	カ		「未収の利用料金は事業者の債権」とありますが、前項オで記載されている「引き当て」られているキャッシュは、どの個人宛て債権をリザーブすることになるのでしょうか。もしくは、誰の債権とも紐付かない別途の予備費を計上するのでしょうか。	徴収した利用料金からの引き当てとし、誰の債権とも紐付かないものとします。
43	利用料金の未納者への対応	16		2	(8)	カ		未納者対応を市が行い、債権回収は事業者が実施することとなっておりますが、追加的に定量的な未納者対応件数や、債権回収実績等が公開され、それらを踏まえて債権回収に要するコストや回収率を推定、積算をして入札価格や運営権対価に織り込むという理解で良いでしょうか？	基本のご理解のとおりです。過年度分を含め滞納率は、1.5%程度です。
44	附帯事業	17		2	(9)	キ		「附帯事業に係る設置費、改築費」は事業者が負担する、とありますが、これにより固定資産についてはSPCの資産としてB/Sに計上するという認識でよろしいでしょうか。	附帯事業の設置費・改築費負担については「事業者」から「市」に修正します。
45	附帯事業の費用負担	17		2	(9)	キ		2(5)クに同じ	附帯事業の設置費・改築費負担については「事業者」から「市」に修正します。
46	任意事業	17		2	(9)	ク		任意事業とそれ以外の経理は分けるとありますが、SPCの管理経費等も合理的な理由で分ける必要があるとの理解で良いでしょうか？またその理由は事業者が独自に考案し、市は合理性があれば追認するという理解で良いでしょうか？	前段については基本のご理解のとおりです。後段については、市と事業者との協議とし、合理的な理由であれば認めます。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
47	本事業の概要	17		2	(10)				「なお、事業者が任意事業を実施する場合には、それに必要な権利を設定する予定である。」とありますが、その際の事務的な作業等は無償にてご協力いただけると考えてもよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、詳細は、協議により決定することとします。
48	事業者が受領する権利・資産	17		2	(10)				事業者提案による附帯事業の実施にあたって何らかの権利設定が必要となる場合、対処いただくことは可能でしょうか(権利設定の内容によると思われますが)？	基本的にご理解のとおりですが、詳細は、協議により決定することとします。
49	譲渡対象資産	17		2	(10)			b	約款A別紙1-2別紙「譲渡物品の品名、規格、数量」には車両の記載がありませんが、要項には「車両等含む」と記載があります。今後、譲渡資産リストが作成されることですが、業務に必要とせず、あるいは別の方法により調達しようとしている場合に、譲渡を拒否することは可能でしょうか？	車両の譲渡は想定していません。事業者側で調達していただくことも問題ありません。
50	市から事業者への職員の派遣	17		2	(11)				市職員の退職派遣については、人数や雇用期間等は事業者の判断に委ねるという理解でよろしいでしょうか？	事業者が、市職員の退職派遣について希望する場合には、市と事業者間の協議事項とします。
51	職員派遣	17		2	(11)				事業者への退職派遣の根拠法令をPFI法とせず「公益的法人等への…派遣等に関する法律」とされていることについて、本事業のすべての事務事業がPFI法を根拠としたものではないことが理由であると認識します。事業者が派遣を希望する場合、事業者に公益法人格の取得を求めるとは希望するのでしょうか？市から事業者への出資をお考えなのでしょうか？	基本的には、市からの事業者の職員の派遣は想定しておりませんが、事業者の提案に基づき、競争的対話を通じて市が判断するものとします。
52	職員派遣	17		2	(11)				派遣の条件提示(あるいは交渉)はどの段階で行われるものでしょうか？	市職員の派遣を希望する場合(提案する場合)は、競争的対話にて概要を提示してください。
53	本事業の概要	17		2	(12)				運営権対価の支払いについて規定等がありますでしょうか(一括もしくは分割等)。	特に規定等はありません。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
54	民間事業者の募集及び選定に関する事項	18		3	(2)				募集及び選定スケジュールについて、「参加表明」後に「競争的対話(第1回 募集要項・要求水準等に関する質疑等)」を行うスケジュールとなっていますが、「競争的対話(第1回)」の結果、「募集要項・要求水準書等の修正」を受けて、「参加表明」したいと考えています。上述のように、順番を入れ替えることは可能でしょうか。	現案のとおりとします。
55	応募者の構成	19		3	(3)	ア	(ア)		構成員に議決権株式をすべて割り当てるとありますが、本議決権株式以外の株式は構成員以外に割り当てても良いとの理解でよいでしょうか。また構成員に対しても本議決権株式以外を割り当てても良いとの理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
56	民間事業者の募集及び選定に関する事項	19		3	(3)	ア	(ア)		「ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、どのような場合に変更(取りやめ含む)を認めていただけるのでしょうか。例えば、競争的対話にて事業者の要望が通らない等、協議が整わず、構成員の変更(取りやめ含む)を申し出た場合には認めていただけるのでしょうか。	ご質問の場合は、協議により判断することとします。
57	資格	20		3	(3)	ウ	(ア)		資格及び認証は構成員の一部組織等の部門を限定した認証等は無効であるとの理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
58	参加表明受付	23		3	(4)	エ	(ア)		提出方法:参加表明書及び参加資格確認申請書は担当部所に対し、電子メールにより送信と記載がありますが、【様式6】及び【様式10】のみが対象でしょうか？ 様式本体のみでよいのか、または各様式に添付する資料までを含むのかをご教示下さい。	電子メールでの送信は、参加表明書(様式6)及び、参加資格確認申請書(様式10)のみで結構です。
59	民間事業者の募集及び選定に関する事項	23		3	(4)	エ	(イ)		「附帯事業及び任意事業の実施可否の結果」とは提案審査の際であり、本項目は誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「及び附帯事業及び任意事業の実施可否の結果」を削除します。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
60	審査結果通知	23		3	(4)	エ	(イ)		附帯事業及び任意事業の実施可否の結果を9/28までに通知する旨の記載があります。競争的対話の前に提出する提案概要書との違いは何ですか？	質問回答 59をご参照ください。
61	民間事業者の募集及び選定に関する事項	26		3	(5)	カ			競争的対話によって調整を行うのは、「要求水準書(案)」、「基本協定書(案)」、「実施契約書(案)」のみでしょうか。今回公表された「募集要項」、「特定事業の選定」、「モニタリング基本計画(案)」、「様式集及び記載要領」も競争的対話後に修正可能にさせていただけますでしょうか。	修正する必要がある場合には修正を行います。その趣旨を踏まえて表現を一部修正します。
62	競争的対話の実施	26		3	(5)	カ			「…その結果を踏まえ、要求水準書(案)、基本協定書(案)及び実施契約書(案)の調整を行うことがある。」とありますが、変更内容については、公表されますでしょうか。また、調整を行った結果、サービス対価の上限額の変更があった場合どのような扱いとなりますでしょうか。	民間事業者の独自提案に関するものについては、現時点では公表する予定はありません。基本的には、サービス対価の上限額の変更を伴う変更は認められません。なお、合わせて、競争的対話の受付期間を、平成30年9月21日(金)から平成30年9月27日(木)に修正します。
63	基本協定の締結	26		3	(6)	ア			優先交渉権者選定後の手続きにおいては「基本協定書(案)の修正は原則として応じない」とあります。事業の実施主旨に反しない範囲であれば、競争的対話までに想定できなかった修正は行われることもありうるかと解釈してよろしいでしょうか？	基本協定書(案)の修正には、原則として応じませんが、内容により、市が判断することとします。
64	特別目的会社の設立	26		3	(6)	イ			特別目的会社の所在地を終末処理場の管理棟とすることは可能でしょうか？(公共施設の使用許可の取得+賃借契約(無償含む))	市と協議し、管理上問題なければ可能とします。
65	提案書類の公開	28		3	(7)	ウ	(ウ)		提案書類を公開する場合は、事前に事業者の同意を得るとの理解で良いでしょうか？	現案のとおりとしますが、事業者との事前協議は行う予定です。
66	サービス対価の支払い方法	別6 1		1	(1)-2	ア			物価スライドが「なし」となっていますが、事務支援業務費等では「あり(人件費指標)」です。なぜでしょうか？	サービス対価の改定で示しているとおり、経営の対価(計画関連業務等)については、市と事業者の間の協議により、対象業務の実施年度の前々年度において業務内容と市が事業者に対して支払う相当額を仮決定することとしています。特定の指標による物価スライドは行いませんが、必要がある場合には、当該協議において対象額を見直すことも行う予定です。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
67	別紙6 支払スケジュール	別6 3		1	(1)-2	イ	(ア)		毎月の支払をするサービス対価がありますが、請求業務負荷軽減のため、事業者が四半期や半期、年払いを希望する場合には、支払間隔を延長する交渉をしても良いとの理解で良いでしょうか？	現案のとおりとしますが、事業者と市の負担軽減に資するなら、協議に応じます。利用料金の送金時期についても、同様とします。
68	終末処理場の運営の対価	別6 5		1	(3)	ア			「なお、電力契約は市が行うものとし、(中略)電力料金の相当額を市に対して支払う。」とありますが、機器運転や電力契約等による省エネ化のインセンティブとするため、契約及び負担経費は事業者の業務範囲としていただけますでしょうか。	包括的民間委託の期間中は、現案のとおりとします。運営権導入後については、そういった提案があれば協議には応じます。
69	電力料金の支払い	別6 5		1	(3)	ア			表備考欄にて「使用した電力料金を事業者が支払うこと」としていますが、要求水準書(2024以降)には光熱費の分担に係る規定がなく、一方、要求水準書別紙D-1(包括)の特記仕様書では、「光熱費は市が負担する」とあります。事業者に負担を求める場合は、その旨を明記いただくとともに、より安価な電力調達のため、市が行う電力契約に係る提案を、事業者が行えるように配慮いただけないでしょうか？	電力契約については、現段階では、雨水ポンプ場を含めて市が電力会社と契約して料金を支払っており、今後もそれを踏襲する予定です。 終末処理場を包括委託で運営する場合には、市は事業者に対して電力料金の支払いを求めません。 終末処理場への運営権導入後については、市は事業者から事業者が使用した電力料金相当額を徴収しますが、市から事業者に対して支払う維持管理運営業務費相当額に電力料金を含めることは可能です。 事業者による、市が行う電力契約に係る提案については、協議事項とします。
70	終末処理場の人件費	別6 8		2	(1)	ア			「人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。」とありますが、実情と乖離するため、見積によるものとしていただけないでしょうか。	現案のとおりとします。
71	別紙7 サービス対価の改定	別7 1		1	(1)	ア			対価について、国庫補助が想定通りに得られなかった場合に、事業者は提案した業務内容を変更(中止を含む)することができると思いますが、このことにより、事業の継続に重大な影響を及ぼすことが想定される場合にも、同様の措置を取ることによるのでしょうか？(計画を全く策定しないで事業を継続することは困難と考えられます。)	現案のとおりとします。
72	国庫補助対象業務の協議	別7 1		1	(1)	ア			対象業務の実施年度の前々年度において業務内容と…仮決定しとありますが協議時期を前々年度としている理由と、当該年度内のいつなのか(年度末等)をご教示下さい。	市の中期財政計画等との関連によるもので、年度内の時期については5月～6月を想定しています。

募集要項等に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
73	需要変動に対するサービス対価の改定	別7 1		1	(1)	エ	(1)		<p>需要の構成変数を汚水処理水量として記述されていますが、このうち有収水量分については、事業開始当初で想定できないほどの人口減少があった場合には、サービス対価の改定が可能である旨の記述に変更をお願いできないでしょうか。また、雨天時浸入水、常時地下水等を含む汚水処理水量の変動については、同様に想定できない範囲の自然現象等の発生に応じ、サービス対価を改定できる旨の記述をお願いできないでしょうか？</p>	<p>現案のとおりとします。ただし書き部分についてもご参照下さい。</p>
74	対価の改定方法 基準年度の定義	別7 4		2					<p>平成N年度の改定式において、基準年度の当初は2018年9月となりますか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
75	別紙7(別紙1) 対価の改定方法	別7 4		3					<p>物件費相当額の使用指標は国内企業物価指数を使うとなっておりますが、電力費等の物価変動をより明確に表すことが可能な費目については個別に別の指標を採用して頂けるとの理解で良いでしょうか？</p>	<p>現案のとおりとします。なお書き部分についてもご参照下さい。</p>
76	対価の改定方法 使用する指標	別7 4		3					<p>A-3-2物件費相当額の国内企業物価指数 総合 仮とありますが、仮とは決まっていないということでしょうか。</p>	<p>「国内企業物価指数 総合 仮」については、「国内企業物価指数 総平均」に訂正します。</p>